

(仮称)東忠岡地区認定こども園
整備基本計画（案）



平成 31 年 2 月

忠岡町

忠岡町教育委員会

【このページ白紙】

(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画 (案) 目次

1 策定の趣旨について	
(1) 策定の趣旨	1
2 幼児施設を取り巻く現状と課題	
(1) 子どもを取り巻く環境の変化	2
(2) 将来の就学前人口の推移	3
(3) 幼児施設（幼稚園・保育所等）の現状と課題	6
3 施設整備にあたっての条件整理	
(1) 施設整備の基本的な考え方	11
(2) 施設に要求される条件	11
(3) 整備手法について	12
(4) 公立認定こども園の役割	13
4 施設整備基本計画 (案)	
(1) 計画概要	15
(2) 付近見取図	16
(3) 設置基準による施設の規模設定（駐車場）	17
(4) 法令条件の整理	22
(5) 施設計画の考え方	24
(6) 土地利用計画概念図	25
(7) イメージパース	

1 策定の趣旨について

(1) 策定の趣旨

近年、核家族化や少子化の進行等を背景に、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化等もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。また、少子化の影響により幼稚園の園児数が減少する一方、就労形態の多様化により保育所ニーズが増加するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、幼稚園や保育所に求められる役割も変化してきています。

本町においても子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、少子化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育所施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図れるよう、平成29年3月に「忠岡町幼保一体化推進基本計画」（以下、「推進基本計画」という。）を策定しました。

現在、「推進基本計画」にもとづき、教育・保育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、忠岡地区において民間活力を用いた「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備が平成31年4月開園に向けて進められています。

また、「推進基本計画」において、「忠岡町子ども・子育て会議」における意見として「東忠岡地区については、現状の幼稚園・保育所の敷地、建物を活用しながら出来る限り早急な一体化を図ること」との内容が盛り込まれているとおり、既存施設の耐震性や老朽化の問題もあることから、早期に東忠岡幼稚園と東忠岡保育所を認定こども園として統合することが求められています。東忠岡地区のこども園については、地域の教育・保育施設のモデルとなり、子育て支援の拠点ともなるなど、公立の施設として担うべき役割や機能についても検討する必要があります。このような現状を踏まえた上で平成30年8月に「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」（以下、「整備基本方針」という。）を策定したところであります。

そこで、今回、「整備基本方針」を具体化し、教育・保育及び子育て支援サービスについての町の考え方や整備方針を整理した上で、調査検討を行い、園舎の適正配置や規模等についての整備基本計画を策定するものであります。

2 幼児施設を取り巻く現状と課題

(1) 子どもを取り巻く環境の変化

1) 家庭の現状

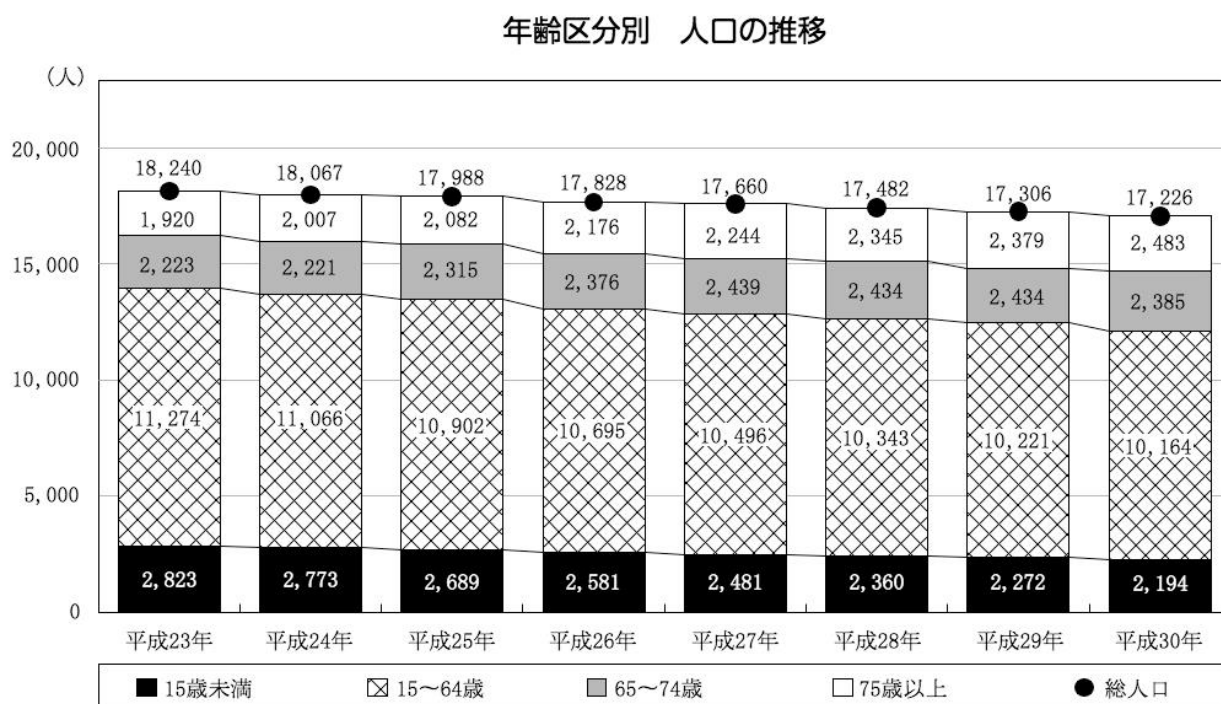
近年、情報化や国際化などの社会経済状況の変化に伴い、保護者の生活スタイルや、仕事に対する価値観が多様化している一方で、都市化や核家族化により地域でのつながりが希薄になってきており、家庭での子育て力の低下が課題になっています。このような中で、教育や子育てに不安や負担を感じる保護者や共働きの保護者の増加に伴い、保育所への入所希望や、幼稚園での預かり保育の利用などの希望も増えています。

2) 子どもの育ちの現状

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く環境にも変化が生じており、基本的な生活習慣や規範意識が十分身につけていない子どもが増えているといわれています。また、コミュニケーション能力や協調性、自立心などが育つための経験が減っている子どもや、運動能力の発達につながる遊びが苦手な子どもが増えています。

(2) 将来の就学前人口の推移

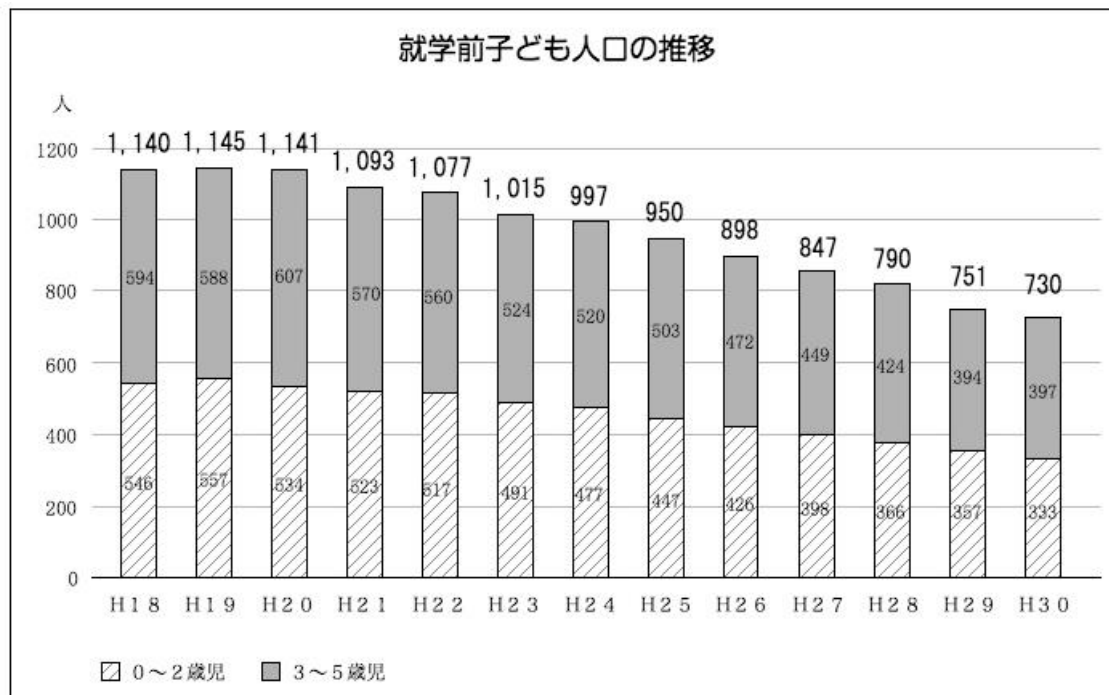
1) 忠岡町の人口の推移



住民基本台帳人口（外国人登録含む）（各年4月1日現在）

忠岡町の人口はゆるやかに減少を続け、平成30年4月1日現在では17,226人となっています。そのうち、15歳未満の年少人口は2,194人で、平成23年の2,823人から、22.3%減少しており、今後も減少し続けると予想されます。

2) 忠岡町の就学前児童数の推移

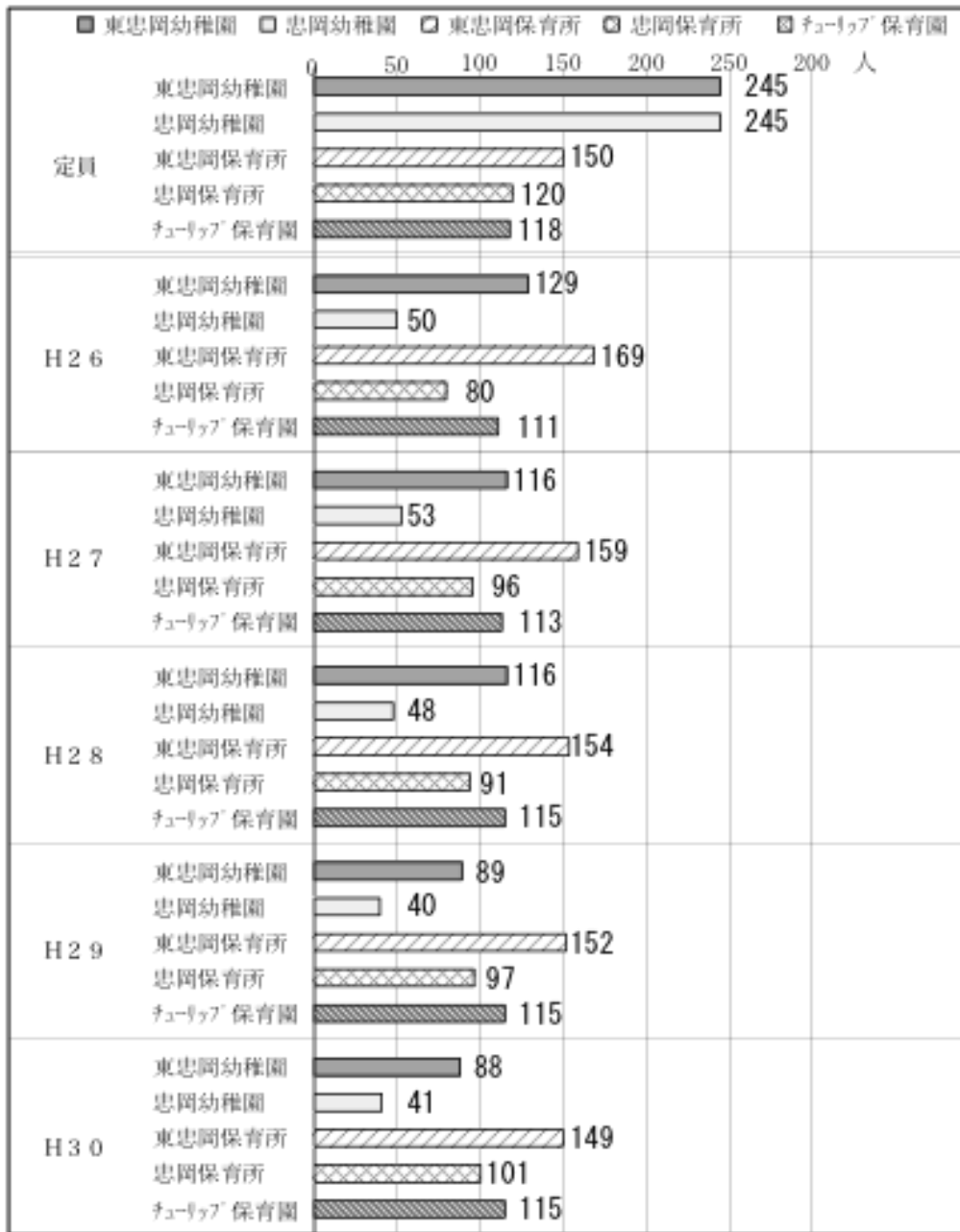


住民基本台帳人口（外国人登録含む）（各年4月1日現在）

本町の就学前の子ども人口については、グラフのとおり、平成19年度の1,145人をピークに、年々減少を続けています。平成30年度では730人(△36.2%)となっており、今後も減少し続けると予想されます。

3) 忠岡町の就学前児童の入所（園）状況

就学前児童の入所（園）の推移



※) 各年、幼稚園は5月1日現在、保育所は、4月1日現在

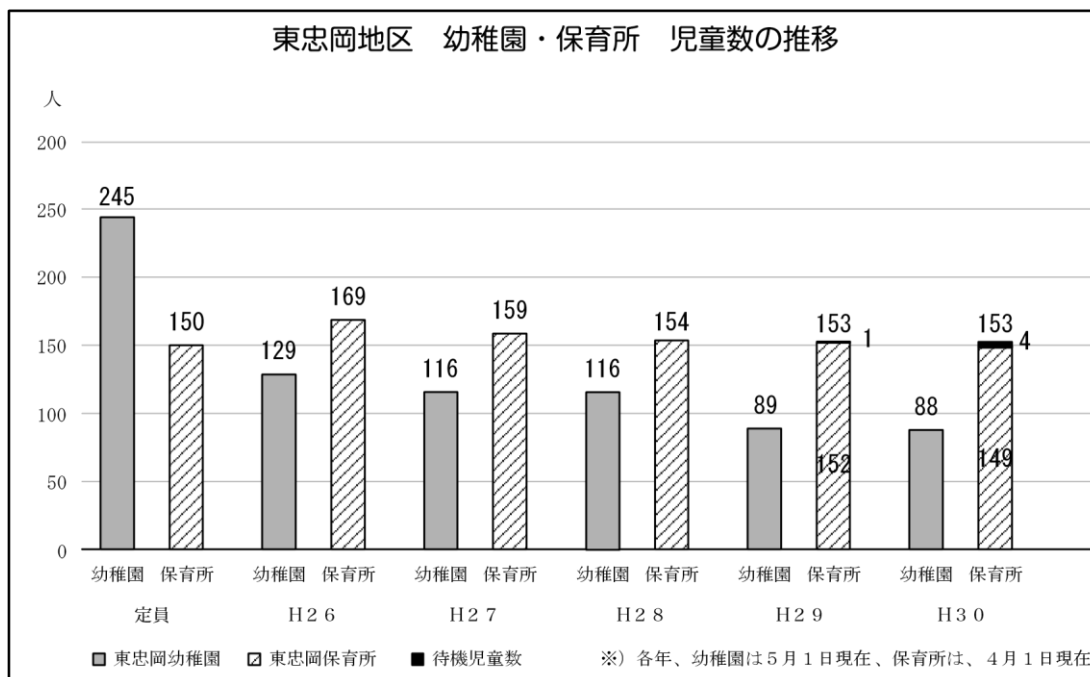
幼稚園に対し、保育所への入所希望は、女性の社会進出に対する意識変化や社会経済状況の変化などによる共働き世帯数の増加、子ども・子育て支援新制度に伴う保育要件の変更などにより増加しています。

忠岡保育所は、定員割れが続いておりましたが、東忠岡保育所については、定員を超えての入所が続いています。また、チューリップ保育園については、0歳児以外は年度当初に定員となることから、町立保育所で入所調整を行なっています。

(3) 幼児施設（幼稚園・保育所等）の現状と課題

1) 幼稚園・保育所児童数の現状と課題

① 現状



東忠岡地区に限定して比較しても、幼稚園の園児数については、子ども人口の減少に伴って年々減少を続けている一方で、保育所の児童数は横ばいとなっていますが、保育士不足のために待機児童が発生してきている状況となっており、幼稚園から保育所へと利用者のニーズが大きく変わってきていると考えられます。

② 課題

●適正規模による教育・保育の提供

幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られ、全ての子どもに同じ教育・保育を一体的に提供することが求められています。このような中、幼稚園においては、園児数の減少により適正規模の集団生活に支障が生じていますが、逆に保育所においては入所児童の増加により、施設や職員に余裕がなく、ゆとりのある保育ができない状況が生じており、適正規模による集団生活の環境づくりが急務となっています。

●教育・保育ニーズの多様化

核家族化や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化などに伴い、預かり保育の要望が増加するなど、多種多様な教育・保育ニーズが求められています。今後、これらの要望にも応えていかなければなりません。

2) 幼稚園・保育所施設の現状と課題

①現状

●概要

名称	: 忠岡町立東忠岡幼稚園・忠岡町立東忠岡保育所
計画敷地	: 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号(幼稚園) 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番3号(保育所)
用途地域	: 第一種中高層住居専用地域(60/200)
防火地域	: 法22条地域
敷地面積	: 7,156.82㎡ 2,795.82㎡(幼稚園)、4,361.00㎡(保育所)
建築物用途	: 幼稚園・保育所

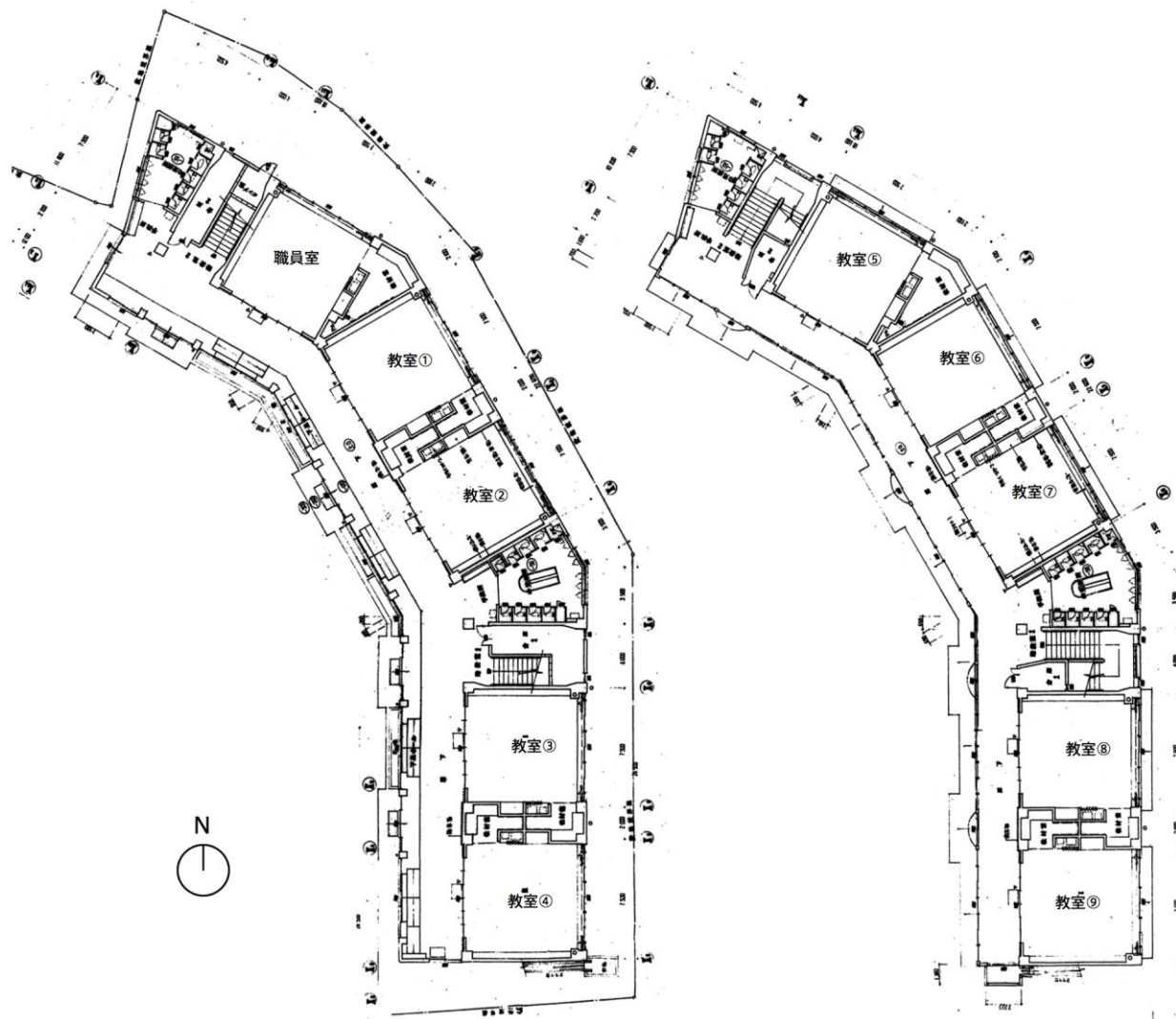
●案内図

- ① 敷地は南海本線忠岡駅から徒歩15分程度の低層建物に囲まれた住居地域に位置する。
- ② 幼稚園が北西面で道路幅員6.0mの道路に、
保育所が南東面で道路幅員18.0mの道路に接している。
- ③ 現在、東忠岡幼稚園と東忠岡保育所が南北に隣接している。
- ④ 隣接敷地には、東忠岡小学校が立地している。



名 称	東忠岡幼稚園	建 築 年	1977年3月
敷地面積	2,795.82㎡	延床面積	1,524.52㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建		
主な諸室等	教室①（3歳児）：63.75㎡、教室②（3歳児）：63.75㎡、教室③（5歳児）：63.75㎡、 教室④（5歳児）：63.75㎡、教室⑤（教材室）：72.75㎡、教室⑥（4歳児）：63.75㎡、 教室⑦（4歳児）：63.75㎡、教室⑧（サークル活動）：63.75㎡、教室⑨（会議室）：63.75㎡、 遊戯室：166.00㎡、職員室：72.75㎡ その他：用務員室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



1F平面図 1/450

2F平面図 1/450



建物外観



園庭



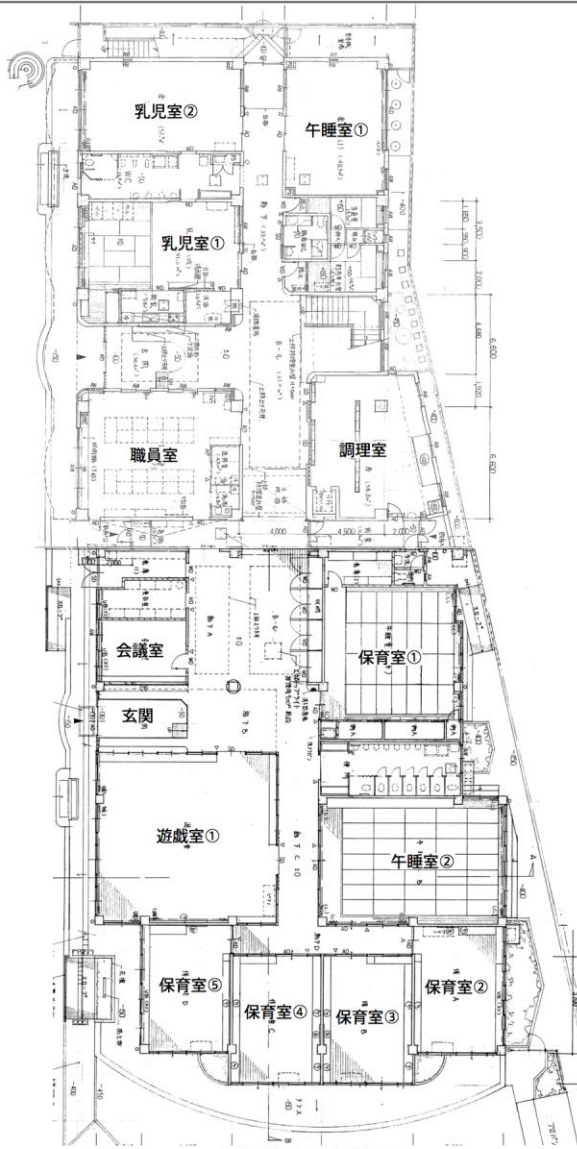
遊戯室



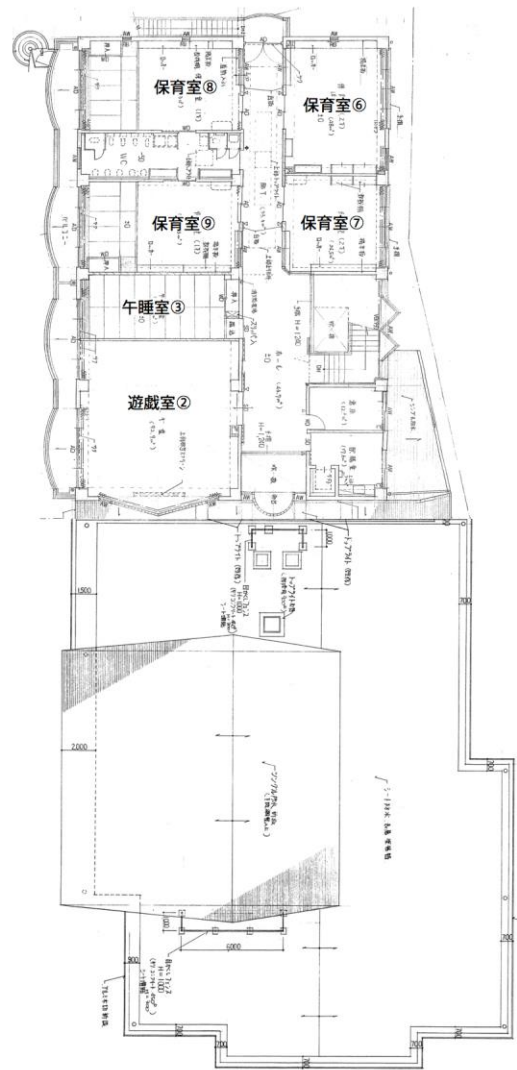
教室

名称	東忠岡保育所	建築年	北側：1973年7月、南側：1993年12月
敷地面積	4,361.00㎡	延床面積	1,699.25㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建		
主な諸室等	保育室①（3歳児）：72.07㎡、保育室②（4歳児）：39.75㎡、保育室③（4歳児）：39.75㎡、 保育室④（5歳児）：39.75㎡、保育室⑤（5歳児）：39.75㎡、保育室⑥（2歳児）：48.30㎡、 保育室⑦（2歳児）：34.50㎡、保育室⑧（1歳児）：52.25㎡、保育室⑨（1歳児）：52.25㎡、 乳児室①（0歳児）：55.15㎡、乳児室②（空き）：52.25㎡、午睡室①：48.00㎡、 午睡室②：82.42㎡、午睡室③：35.15㎡、遊戯室①：106.95㎡、遊戯室②：90.25㎡、 会議室：19.13㎡、職員室：65.43㎡、調理室：73.90㎡、調乳室：7.60㎡、沐浴室：6.60㎡ その他：配膳室、医務室、湯沸室、用務員室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



1F平面図 1/450



2F平面図 1/450



建物外観



園庭



遊戯室



保育室

②課題

●老朽化施設の改修等

東忠岡幼稚園、東忠岡保育所ともに建築後40年以上（保育所増築部分を除く）が経過しており、これまで大規模修繕等を行っていないため、老朽化が進み毎年多額の修繕料が必要となっており、このままの状態では早期に耐震化も含めた大規模改修を行う必要があります、今後、多大な財政負担が必要な状況です。

また施設の老朽化に伴い、教育・保育を行ううえで少なからず支障をきたしていることから、子どもたちの健やかな成長のために、複雑化・多様化する教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる施設への整備が急務となっています。

●施設の適正規模、適正配置

東忠岡保育所については昭和48年に建築後、平成5年に増改築を実施しているため、各保育室の大きさが統一されておらず、現状の保育ニーズに合わせての教室の確保が難しい状況となっており、日々の使用において不具合が多くあり以前から問題視されていました。

また、幼稚園園舎並びに保育所園舎が横並びに配置されていることから、既存施設を活用してのこども園化を図る場合は、今まで以上に使用上・管理上の問題が改善されないことについても考慮する必要があると考えています。

●子育て支援サービスの充実

こども園化により、一時預かり事業の実施、育児相談業務や講座の開催、園庭開放事業の更なる充実といった様々な子育て支援サービスの充実を図っていく必要があることから、地域の子育て支援拠点となる子育て支援センターの設置などについても併せて検討してまいります。

3 施設整備にあたっての条件整理

幼児施設を取り巻く状況、将来の就学前人口の見通し等から、今後の公立の幼稚園・保育所の整備に関する条件を整理し、方向性について検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

整備にあたっては、今まで述べてきたように、本町の今後の児童数の推移や核家族化の進行、共働き家庭の増加、多様化する教育・保育ニーズなどに柔軟に対応しつつ、将来にわたっても、待機児童を発生することのないように機能面や入所定員等を考慮した施設整備を進めていく必要があります。

また、本年10月からの3～5歳児を対象とした幼児教育無償化を見据えての対応についても併せて検討する必要があります。

子育てに関する悩みを抱える家庭が増えていることから、様々な形で地域と連携した取り組みを進めていく必要があります。幼稚園と保育所を一体化した認定こども園に、子育て支援センターを併せ持つ施設として整備し、本町における子育て支援の拠点となる施設を目指します。

(2) 施設に要求される条件

- ① 安全で安心して利用できる施設（災害に強く、快適な環境）
- ② 多種多様な教育・保育形態等に対応できる施設（柔軟性・応用性のある保育室）
- ③ こども達にとって魅力のある施設（絵本コーナーの設置、遊具の設置）
- ④ 地域との連携及び本町（地域）の子育て支援の拠点施設（一時預かり室・相談室）
- ⑤ 整備コストや維持管理に配慮した長寿命施設（オーソドックスな施設設計）

(3) 整備手法について

東忠岡地区での認定こども園の整備について推進基本計画では、既存の幼稚園・保育所を活用した整備方針が示されています。

しかしながら、10 ページで述べているとおり、現施設は東忠岡幼稚園・東忠岡保育所ともに建築後40年以上が経過している非常に老朽化した施設であることから、既存施設を改修して新たなこども園を創り上げるためには、耐震化と併せて大規模な改修工事を行う必要があります。その場合、在園児の教育・保育を行いながら整備しなければならぬため、仮設園舎等を整備して子どもたちを移動させなければならぬとなります。工事期間が長くなるうえに、子どもたちへの影響も懸念されます。

また、既存施設を活用するとなると、非常に細長い施設となるため、子どもたちを管理する上でも適切ではないと考えられます。

更に新たな認定こども園の整備は、多種多様な教育・保育形態への対応や、子育て支援センター等の機能の拡大が求められているため、既存施設の活用では非常に困難であると考えられます。

以上のことから、既存施設の改修ではなく、新たに施設を整備する建替えにて整備を進めることが現実的であると考えます。

既存施設を活用する場合	建替えて整備する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設園舎が必要となり、工事期間も長期間となる。(18カ月程度) ・児童の環境がめまぐるしく変わるため、成長への影響が懸念される。 ・柔軟性のある保育室等の確保が出来ないことから、結果的に使い勝手が悪いままとなる。 ・概算総事業費約6億円 (設計費含む) (学校施設環境改善交付金や起債を活用することにより、約45%程度財政措置があることから、実質的な町の負担は約3億3千万円となる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間は短縮できる。(12カ月程度) ・児童の環境変化は最低限で抑えられる。 ・柔軟性、創造性のある園舎を造ることが可能。 ・概算総事業費約8億円 (設計費含む) (公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)を申請することにより、交付税措置が約45%程度見込めるため、実質的な町の負担は約4億4千万円となる)

(4) 公立認定こども園の役割

公立施設においては、地域における子育て支援の拠点としての機能を発揮すると共に、乳幼児期にふさわしい教育・保育の実践や他の教育・保育施設のモデルとなるよう研究するなど、質の向上のため、中核施設としての役割を果たすことが必要とされています。

今後、少子化等の影響を受けて、適正な規模による教育・保育の提供が困難な施設も予想され、地域における学校教育・児童福祉を担保する責任があることから、公立施設の存続も必要と考えています。

本町においては、民間活力を用いた「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備が平成31年4月開園に向けて進められているところであるが、公と民がともに、質の高い教育・保育と充実した子育て支援を実践できるようにするために、「公立の幼保連携型認定こども園」を整備し、その中で、教育・保育の実践や保育施設のモデルとなる基幹的な役割を果たす必要があると考えており、以下の役割を充実していくものであります。

①地域の子育て支援の拠点（育児相談、講座の開催、園庭開放事業など）

子育てに関する悩みを抱える家庭が増えていることから、町の関連部署をはじめ、児童相談所、保健所など、公的機関との連携が取りやすい公立施設の役割はますます重要になっています。

そのため、現在行っている子育て支援事業をさらに拡充し、地域の子育て家庭全てを対象とした育児相談業務や講座を開催し、相談や助言を行ったり、園庭開放事業の充実などの取り組みにより、保護者同士の交流の場を設けるなど、保護者や児童と積極的に関わりを持っていく予定です。

公立の施設として、本町における子育て支援の拠点となる施設の整備を目指します。

②多様な保育サービスの提供（一時預かり、延長保育など）

多様化する教育・保育ニーズや、子育て環境の変化などに伴い、一時預かりのニーズが高くなっています。これまで民間に委託して実施していた一時預かり事業についても、公立施設として拡充を図っていきます。

また、保護者のニーズに的確に対応するため、延長保育の時間の見直しなどについても検討します。

③幼児教育・保育の見本・発信の場

(幼児教育水準の維持向上、教育の実践、公開の場、小学校教育との連携など)

現在の幼稚園・保育所の各カリキュラムについて、乳幼児期の発達段階をおさえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続の観点から新たな共通カリキュラムを検討、策定するなど、内容の一層の充実を図ります。

質の高い幼児教育・保育の提供に向けて、教育・保育の実践過程や、食育やアレルギー対応など安全・安心な給食づくりの取組みを公開保育や幼稚園・保育所の合同研修等で広く情報発信します。研究を重ね、全町的な質の向上につなげていくことが求められています。

また、小学校教育との接続、連携を充実させ、町全体の幼児教育水準の維持向上を目指します。

④人材育成（幼稚園教諭・保育士の育成）

幼稚園教諭・保育士の育成は、保育の質につながり、町全体の教育・保育の質の向上につながります。また、幼稚園教諭・保育士は、子どもの教育・保育だけでなく、保護者の子育て支援の両方の役割を担う必要があり、専門的知識と十分な経験に基づく教育・保育能力と共に、社会性、協調性、コミュニケーション能力などの社会的な能力が求められます。そのため、教育・保育現場における実践を通じた育成を基本としながら、研修・人事制度の効果的な活用による人材育成を進めるとともに、研究発表や公開保育、小学校との連携等様々な機会を設定し、町全体で幼稚園教諭・保育士の育成を行います。

⑤受け皿としてのこども園（ひとり親、児童虐待、医療的ケア児などへの対応）

公立施設として、様々な家庭環境や困難を抱える乳幼児の支援等、受け皿の役割を最優先で担う必要があります。

また、建物については、ユニバーサルデザインに対応し、だれでも安全に過ごせる施設にすると共に、医療的ケアが必要な子どもなど、入園した児童に応じて対応できるよう、認定こども園に看護師を常駐で配置するなど、状況に応じた保育環境を可能な限り整備することにより、全ての児童の健やかな育ちと保護者の支援を行います。

4 施設整備基本計画（案）

（1）計画概要

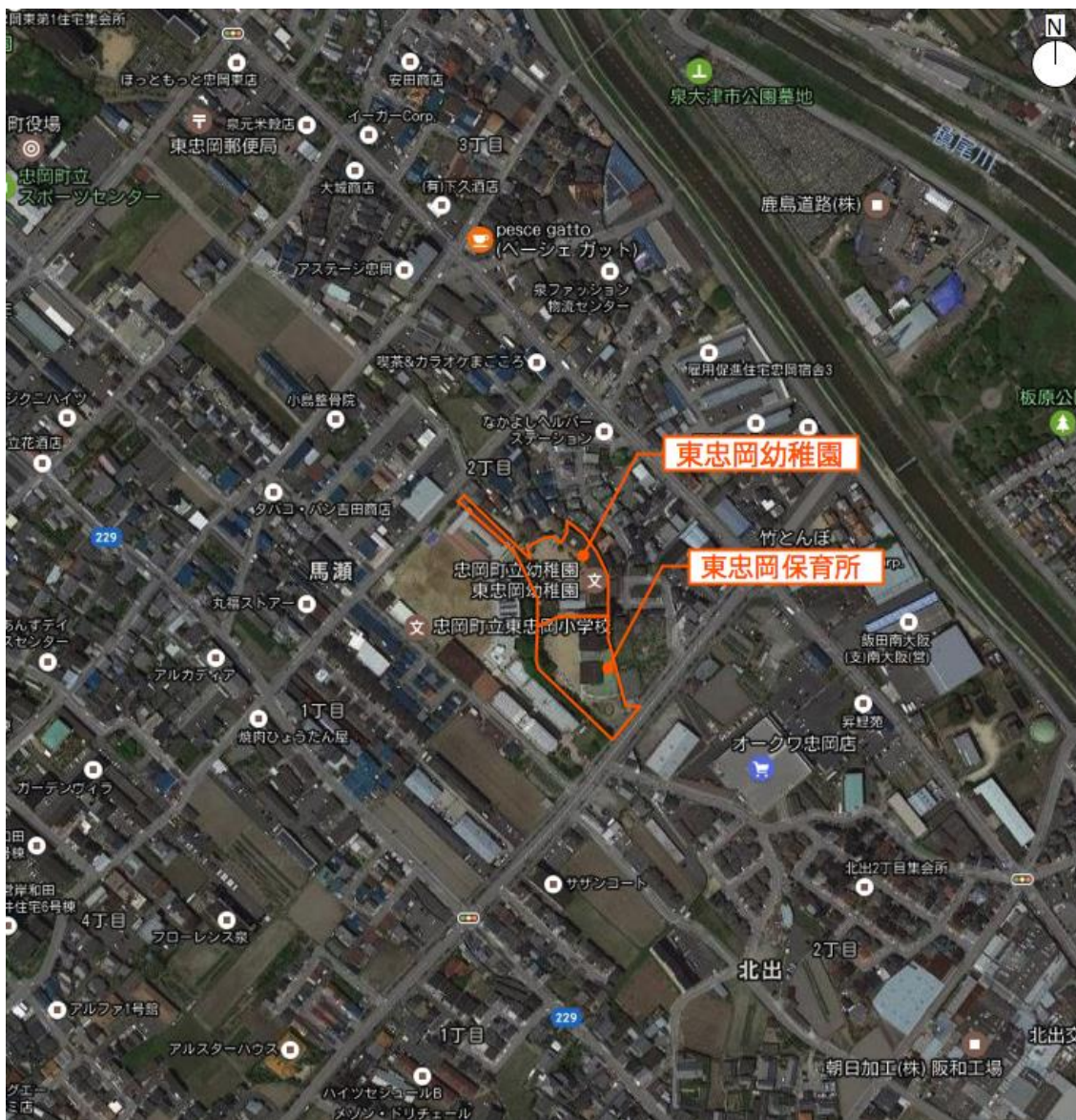
所在地	:	大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号（現 幼稚園） 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番3号（現 保育所）
敷地面積	:	7,156.82㎡ 2,759.82㎡（幼稚園）、4,361.00㎡（保育所）
地目	:	宅地
都市計画	:	都市計画区域内
地域地区	:	市街化区域
用途地域	:	第一種中高層住居専用地域（60/200）
斜線制限	:	○道路斜線、○隣地斜線、○北側斜線
防火地域	:	法22条地域
関係条例	:	○建築基準法 ○大阪府建築基準法施行条例 ○忠岡町開発及び建築行為に関する指導要綱 ○消防法 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ○大阪府福祉のまちづくり条例
土地利用履歴	:	忠岡町立東忠岡幼稚園、忠岡町立東忠岡保育所

インフラ整備状況

電気：関西電力柱、ガス：大阪ガス本管、水道：忠岡町上水道本管
下水：分流式（雨水）側溝、（汚水）忠岡町下水道、電話：NTT柱

(2) 付近見取図

- 1) 計画場所： 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号(現 幼稚園)
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番3号(現 保育所)



2) 周辺環境

東忠岡こども園の予定地は、忠岡町の南東部に位置しています。産業道路である府道29号線(大阪臨海線)や、府道204号線(堺阪南線)からは少し離れますが、府道229号線(田治米忠岡線)には近接しています。隣接地には、忠岡町立東忠岡小学校があり、敷地は東忠岡幼稚園と東忠岡保育所の両敷地です。周辺北側は低層の戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街で、南東側は商業施設や工場も立地しています。

敷地の北西側と南東側に前面道路があり、施設へのアプローチはその方向から確保されます。

(3) 設置基準による施設の規模設定

1) 児童数と必要職員数、学級数の設定

現在の幼稚園、保育所の運営を継続しながら、整備を進めることを前提とし、現在の利用定員から、職員数、学級数を整理します。

〈東忠岡幼稚園・東忠岡保育所の現在の在園人数等〉

H31.1.1時点

	東忠岡幼稚園			東忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				6人	2人	1	6人
1歳児				20人	4人	2	20人
2歳児				23人	4人	2	23人
3歳児	32人	2人	2	33人	2人	2	65人
4歳児	24人	1人	1	33人	2人	2	57人
5歳児	32人	1人	1	31人	2人	1	63人
合計	88人	4人	4	146人	16人	10	234人

H31.4.1の見込み

	東忠岡幼稚園			東忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				9人	3人	1	9人
1歳児				20人	4人	2	20人
2歳児				24人	4人	2	24人
3歳児	25人	1人	1	28人	2人	2	53人
4歳児	32人	2人	2	35人	2人	2	67人
5歳児	25人	1人	1	36人	2人	1	61人
合計	82人	4人	4	152人	17人	10	234人



〈東忠岡地区認定こども園の受入可能人数等（予定）〉

	東忠岡地区			
	園児数単位	職員数	クラス数	利用定員
0歳児	3人	4人	2	12人
1歳児	5人	6人	3	30人
2歳児	6人	6人	3	36人
3歳児	20人	3人	3	60人
4歳児	30人	2人	2	60人
5歳児	30人	2人	2	60人
		23人	15	258人

※H31.1時点での児童数の見込みを基に試算しています。今後、児童数の変化等によっては、見直すこともあります。加配の職員は見込んでいません。

2) 必要な諸室、設備等

職員室	子育て支援拠点	手洗い
乳児室	水遊び場	足洗い場
ほふく室	図書室	EV
保育室	会議室	ランチルーム
午睡室	倉庫	絵本コーナー
遊戯室	放送、映像設備室	職員休憩室
保健室	一時預かり室	
調理室	便所	

上記のうち、特に保育室については児童数の増加等に対応できるよう、余裕のある設計を行う。

3) 施設の面積基準の設定

法令などに基づき、利用定員などによる面積基準を以下の通り、整理します。

○園舎の面積

①学級数に応じた面積
(3歳児以上が対象)

学級数	9学級
面積基準	$320+100 \times (9-2) = 1020\text{m}^2$ 以上

②園児数に応じた面積

乳児室 (0歳児室)	人数	12人
	面積基準	$12 \times 1.65 = 19.80\text{m}^2$ 以上
ほふく室 (1歳児室)	人数	30人
	面積基準	$30 \times 3.3 = 99.00\text{m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	36人
	面積基準	$36 \times 1.98 = 71.28\text{m}^2$ 以上
計	人数	48人
	面積基準	91.08m ² 以上

※面積を算出する上で、便宜上、乳児室を0歳児室、ほふく室を1歳児室とした。

①と②の合計より、園舎の面積は、	1111.08m²以上
------------------	-------------------------------

○園庭(屋外遊戯場)の面積

①学級数等に応じた面積(3歳児以上が対象)

学級数による 計算	学級数	9学級
	面積基準	$400+80 \times (9-3) = 880.00\text{m}^2$
園児数 ※満3歳児以上	人数	230人
	面積基準	$230 \times 3.3 = 759.00\text{m}^2$
いずれかの大きな方		880.00m ² 以上

②園児数に応じた面積(2歳児が対象)

園児数 ※満2歳児	人数	36人
	面積基準	$36 \times 3.3 = 118.80\text{m}^2$ 以上

①と②の合計より、園庭(屋外遊戯場)の面積は、	998.80m²以上
-------------------------	------------------------------

4) 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として、整理検討を行っていきます。

室名	室数	対象児	必要規模等	配慮事項	
乳児室	2室	0歳児 (満1歳児)	※必要面積： 1.65㎡×人数 ※想定定員： 12人	19.80㎡以上	・調乳室（設備）及び沐浴室（設備）スペースを確保 ・保育室（3～5歳児）との位置関係に配慮 ・1階に配置
調乳室	1室		※必要面積を確保		・乳児室に隣接
沐浴室	1室		〃	〃	〃
ほふく室	2室	満1歳児 (0歳児)	※必要面積： 3.3㎡×人数 ※想定定員： 30人	99.00㎡以上	・乳児室に隣接 ・1階に配置
保育室	2室	満2歳児	※必要面積： 1.98㎡×人数 ※想定定員： 36人	71.28㎡以上	・便所に直結又は隣接 ・遊戯室等移動、緊急時等の出入口の動線に配慮 ・午睡に配慮し、2歳児と他歳児との位置関係に配慮 ・手洗い場スペースの確保
	4室	満3歳児	※必要面積： 1.98㎡×人数 ※想定定員： 60人	118.80㎡以上	
	3室	満4歳児	※必要面積： 1.98㎡×人数 ※想定定員： 80人	158.40㎡以上	
	3室	満5歳児	※必要面積： 1.98㎡×人数 ※想定定員： 90人	178.20㎡以上	
便所	-	満2歳未満児	※必要面積を確保		・乳児室及びほふく室に直結
	-	満2～5歳児	〃		・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した高さの手洗い場スペースの確保
	3室	職員・調理員	〃		・男女別に独立設置
病児保育室	1室	共通	※必要面積を確保		・ベビーベッド等設置スペースを確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	※必要面積を確保		・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置 ・手洗い場スペースの設置
職員室	1室	職員	※職員の事務スペースを確保		・各保育室への動線に配慮

室名	室数	対象児	必要規模等	配慮事項
調理室	1室	調理員		<ul style="list-style-type: none"> ・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入口の確保
子育て支援室	1室	共通	※必要面積を確保	・職員室に隣接
一時預かり保育室	1室	共通		・職員室に隣接

5) 園庭・駐車場の規模設定

園庭・駐車場については、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	必要規模等	配慮事項
園庭 (屋外遊技場)	998.80㎡以上	
駐車場	※必要面積を確保	

(4) 法令条件の整理

①建築基準法

- 敷地面積 : 7,156.82㎡
2,795.82㎡ (幼稚園)、4,361.00㎡ (保育所)
- 地域地区 : 都市計画区域内、市街化区域、第一種中高層住居専用地域、法22条地域
- 容積率 : 200%
- 建ぺい率 : 60%
- 建築物用途 : 幼保連携型認定こども園
- 建築形態 : 新築
- 法28条の2 : シックハウス対策に係る技術的基準
- 法28条、令19条 : 保育室 採光1/5以上、換気1/20以上
- 令119条 : 廊下幅員 片廊下: 1.2m以上、中廊下: 1.6m以上
- 法35条の2、令128条の4 : 特殊建築物としての内装制限
- 令121条1-6-ロ : 「2以上の直通階段を設ける場合」5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては200㎡を、その階にあっては100㎡を超えるもの
- 令120条 : 別表第一(イ)に該当する特殊建築物の居室、主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合50m、
居室及び避難階路の内装が準不燃+10m=60m
- 令121条3 : 歩行距離重複距離: $60 \times 1/2 = 30$ m
- 法36条、令114条 : 防火上主要な間仕切り壁(準耐火構造)小屋裏または天井裏に達せしめる
- 法56条の2 : 日影規制 高さ10m以上の建築物
受影面4.0m、5m: 2.5時間、10m: 4時間

②開発指導要綱

- 開発区域(=建築敷地面積)500㎡以上 → 該当
- 排水 → 雨水貯留施設(360t/Ha)
- 給水、消防水利 → 防火水槽(60t)1基
- 公園・緑地及び緑化の推進、ごみ集積所、安全施設等、駐車施設等、
その他公益施設、埋蔵文化財、宅地の造成

③バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例

- 斜傾路 : 幅1200mm以上、勾配1/12、
高さ750mm以上は1500mm以上の踊場
- 昇降機 : 出入口800mm以上、奥行き1350mm以上、
昇降ロビー幅奥行き1500mm以上

(5) 施設計画の考え方

以下に施設配置計画の内容を示します。

1) 配置計画の基本的な考え方

- ① 敷地西側の既存園庭位置に園舎を配置し、既存園舎を残しながらの園舎整備とします。教育・保育を行いながらの整備を可能とします。
- ② 園舎整備後、既存園舎を解体し、東側に園庭を配置。各部屋の日当たりを確保します。
- ③ 園児、送迎の出入口は歩道付きの幅員の広い南東側の前面道路からのアプローチとし、給食車両等サービス用の動線を北西側として、分離し、互いに交差しないよう配慮します。
- ④ 保育室から園庭や屋外空間への移動は園児の負担にならないよう配慮します。

施設計画については、以下の視点に留意するとともに、建物構成や動線の考え方を整理し、配置、検討を行います。

2) 平面計画の基本的な考え方

- ① 接道状況を考慮し、南側に駐車場を配置します。園へのアクセスは、南西側の幅員の広い全面道路からがメイン動線となるため、施設出入口（玄関・ホール）は、敷地の南側とします。
- ② 職員室は、施設敷地内から施設出入口までの園児及び保護者等の動線が確認できる、安全性の高い配置とします。と同時に、職員が各保育室に行きやすく、0～満2歳児の保育室や園庭に目の行き届きやすい、安全性の高い位置に配置します。
- ③ 保育室の居住性、快適性を考慮し、0～2歳児室を1階、3～5歳児室を2階とします。
- ④ 園児の避難動線に配慮し、2階園庭側に、バルコニーを設置。屋外階段や避難用滑り台を介して1階に避難できる計画にします。
- ⑤ 給食食材等の搬入口は、メインアプローチである南側を避けた北側に想定し、調理場は搬入動線を考慮し、北側に配置します。
- ⑥ 子育て支援室は、別棟の（仮）子育て支援センター内に配置します。

(6) 土地利用計画概念図

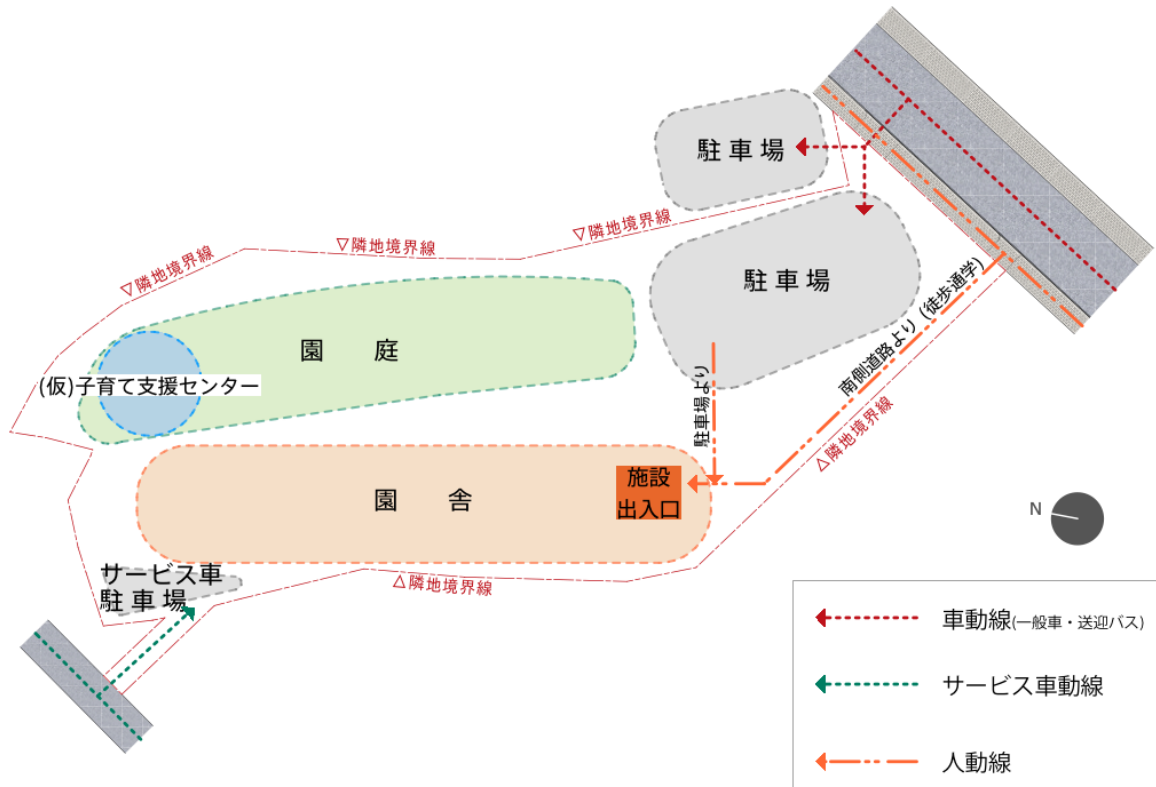
1) 動線計画（人・車）の整理

敷地周辺の人、車の動線計画を整理します。



2) 土地利用計画概念図

建物構成や動線の考え方の整理より、土地利用計画の検討を行います。



① 車両動線と歩行者動線の区分けと施設出入口

南東側の道路がメインのアクセスとなります。

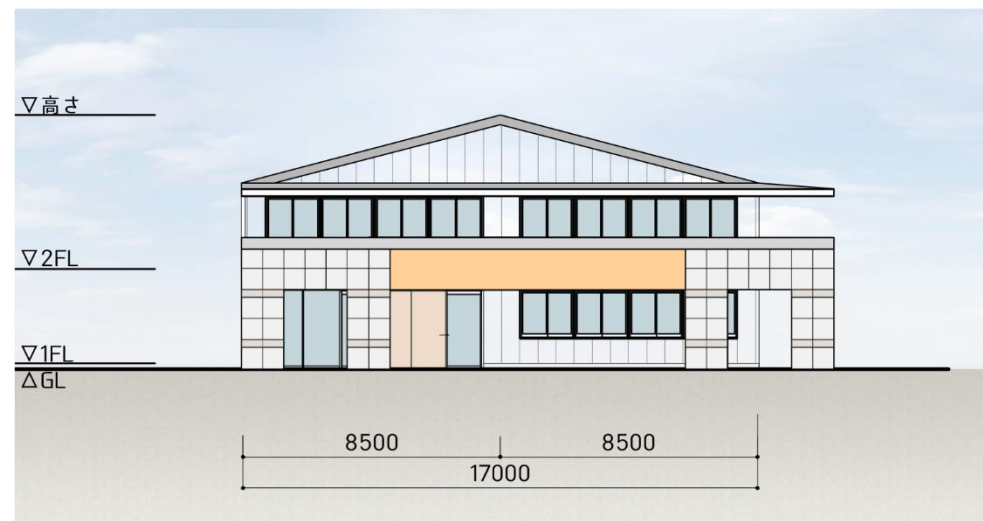
園児の送迎時の車両動線、歩行者動線（駐車場からの動線含む）、給食食材搬入用サービス動線を整理し、互いに交差しないよう、駐車場の配置と施設出入口を検討します。

※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

【このページ白紙】



東側立面図 1/250



南側立面図 1/250

※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。



※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

イメージパース